

平成27 Q45



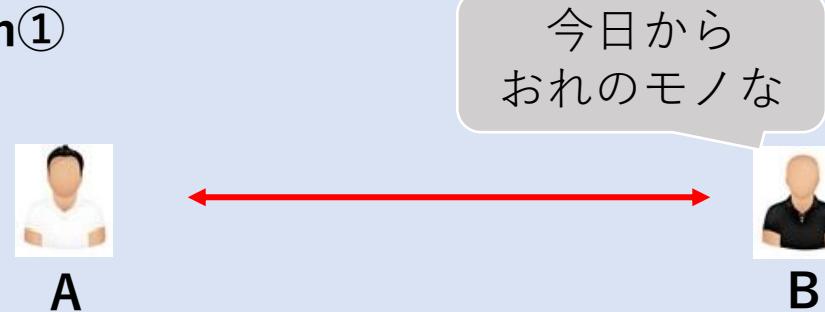
問題

権原の性質上、占有者に所有の意思のない他主占有が、自主占有に変わる場合として2つの場合がある。民法の規定によると、ひとつは、他主占有者が自己に占有させた者に対して所有の意思があることを表示した場合である。もうひとつはどのような場合か、40字程度で記述しなさい。

(占有の性質の変更)

第185条 権原の性質上占有者に所有の意思がないものとされる場合には、その占有者が、①自己に占有をさせた者に対して所有の意思があることを表示し、又は②新たな権原により更に所有の意思をもって占有を始めるのでなければ、占有の性質は、変わらない。

Pattern①



Pattern②

